

令和5年11月20日

スポーツ・インテグリティ研修会

スポーツ団体の不適正な会計処理とその対応

講師 大橋卓生 弁護士

1. スポーツは“遊び”や“余暇”にすぎないか？

- スポーツ権の保障（スポーツ基本法前文 2条1項）
スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利
 - スポーツをする人だけの権利ではない。
 - スポーツを見る人・支える人もスポーツ権を有する。



スポーツの価値は、法的保護に値するからこそ、スポーツ権が認められている。

2. スポーツの社会的意義

- 公的な存在としてのスポーツ団体
 - 東京都体育協会の定款第3条
本法人は、東京都におけるスポーツの統一組織として、スポーツを振興し、都民の体力向上及び健康増進を図り、豊かな人間性を育み、競技スポーツを発展させることを目的とする。
 - スポーツ団体の定款の目的は、文言は違えど、スポーツを通じて人間性の育成などスポーツの価値を実現することを目的としている。
 - ・こうした公益目的を有することから、税金を源泉とする補助金・助成金などの公金が支給される。



スポーツ団体は、スポーツの価値を実現するために存在する。

3. スポーツ団体の自治

- 私的な存在としてのスポーツ団体
 - スポーツ団体は、国や自治体の一部ではなく、私的な団体として存在する。（社団・財団法人、NPO法人）

- スポーツ団体内のルールは、スポーツ団体自身でつくることことができる。
 - ・自分のことは自分で決められること（私的自治）
 - ※ “自分”とは役員ではなく、法人に關与する者全員を指す。
 - ・スポーツ団体が公的な目的を達成する存在であることからルールは、公平・公正なものでなければならない。



スポーツ団体の不祥事が続くことで、
スポーツ団体の私的自治が制限されていく。

※ジュニア事業は、目黒区、世田谷区、武蔵村山市 3件目。
実施するためのルールは、どんどん厳しくなっていく。

4. コンプライアンスとは

●コンプライアンス

- 法令遵守と訳されるが、スポーツにおいて遵守すべきルールは、次の通り法令以外にも広域になっている。
 - ・法令（国が定める法律や政令、都道府県の条例など）
 - ・スポーツ団体や所属する企業やが定めるルール
 - ・スポーツ固有のルール（競技ルール、フェアプレイ精神、スポーツマンシップなど）
 - ・社会規範（社会常識、道徳、倫理など）

5. ルールのないスポーツや、ルールがあってもルールが遵守されないスポーツはスポーツとして成立するか？

●ルールの存在がスポーツを形成する。

- ルールの存在しないスポーツは、スポーツと呼べない。
 - e x. ルールのないボクシングは単なる殴り合い。ルールが無ければ暴行。
- ルールが存在しても守らなければスポーツとして成立しない。
- スポーツは参加する者がルールを遵守して行うから成立する。
 - ・ルールを遵守させるためにルールに違反した者にペナルティが課せられる。

6. スポーツ団体にコンプライアンスが必要な理由

●スポーツ団体の公的側面から

- スポーツ団体は、社会の一員であり、社会のルールを遵守するのは当然。
- ルール不遵守による不利益は、スポーツ団体を取り巻くステークホルダー（利害関係者）アスリート、スポンサー、ファンなどに迷惑をかける。
- スポーツ団体の私的側面から
 - スポーツ団体が自主的に定めるルールは、そのスポーツ団体の目的（スポーツの価値）を達成するために作成されるものである。
 - そのルールの不遵守は、スポーツ団体自らの存在価値を失わせる



スポーツ団体のコンプライアンスは、社会の一員として、
かつスポーツの価値を達成するために必要

不祥事をしているスポーツ団体が、真に人格形成をすることはできるか？

7. 不祥事がスポーツ団体に招く事態

- ① 上部団体からの指導・除名
- ② 関係者が逮捕される場合がある。
- ③ 社会的に非難を受ける。
- ④ 競技者やファンが減る。
- ⑤ 団体財産が危うくなる。
- ⑥ 団体内部に亀裂が生じることがある。

8. 不正経理とは

- スポーツ団体における不正経理の問題
 - ①スポーツ団体の役職員が、その地位を利用してスポーツ団体の資金（特に補助金）を私的に着服するケース。
 - ②スポーツ団体の役職員が、団体運営の経費を支弁するため、あるいは使途に関するルールを理解せず、補助金を他の目的で使用するために流用するケース。

9. 不正経理は犯罪・違法行為

- 不正経理は犯罪（刑事）
 - 他人のお金を着服・流用すれば…
 - ・窃盗罪（刑法235条）・業務上横領罪（刑法253条）・背任罪（刑法247条）・詐欺罪（刑法246条）
 - 着服・流用の手段として…

- ・領収書等を偽造 → 私文書偽造罪等（刑法159条）
 ※今回の武蔵村山市の場合、巧妙な偽造 → きわめて悪質
 都体協の担当者も気づかなかった。内部告発で判明した。

●損害賠償（民事）

- 不正経理によりスポーツ団体が被った損害は賠償しなければならない。
 ※虚偽の金額が記載された領収書にサインした人も、強制されたなど特段の事情の無い限り、不正経理に加担したことになる。

●武蔵村山市空手道連盟（2023.8）

- ・2016年～2020年の5年間で、補助金を約13万円不正受給した。
- ・弁当販売店から白紙の領収書を入手し、実際の購入金額とは異なる金額を記入していた。
- ・指導者への謝金についても、一部、支払いをしていないにも関わらず、領収書を偽造して補助金を受給した。

- 数年にわたる不正経理
- 手口は、領収書の偽造を用いた虚偽報告
- 巧妙な偽造である。コンプライアンス講習を受講している。非常に悪質。
- 同連盟に対する措置として

- ① 分担金の返金 444万7953円（2016年～2020年の交付額）
- ② 違約金 105万0525円
- ③ 合計 549万8478円 （13万円の代償がこの金額）

10. 会計・経理に関する役員・事務局員の責任

●役員の責任

- 役員はスポーツ団体の業務執行全般について責任を負っている。
- スポーツ団体の会計・経理処理が適切になされていることを監督することは役員の義務であり、責任である。
- 役員は「会計・経理担当ではないから知らなかった。」では、済まされない。
 - ・知らなかったという弁解は、役員の義務を果たしていないことを自白することと同義である。
- 役員は業務の一環として事務局を管理する責任を負う。
 - ・事務局が勝手に行った（知らなかった）という弁解は、事務局の手口が巧妙でない限り、役員の義務を果たしていないことを自白することと同義である。

- 役員のうち監事は、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、会計・経理処理も監督する必要がある。

●事務局員の責任

- 事務局員は雇用契約や業務命令で割り当てられた業務について責任を負う。
 - ・会計・経理に責任を負う事務局員としては、事務局長及び会計・経理担当の使用人。
- 会計・経理の事務局員は、役員から言われたことをやっていればいいというものではない。
 - ・自ら担当する業務に問題があり、ルールが必要である場合、役員の改善を上申する。
 - ・役員は使用人から上申のあった事項を検討し、改善する体制を作らなければならない。
- 分担金（助成金・補助金）のルールは、役職員ともに共通の理解を持つようにし、ルール違反をしない体制を作らなければならない。

1 1. 利益相反の問題（該当するケースが以外に多い。）

●利益相反とは

- **スポーツ団体とスポーツ団体に属する個人（役員や使用人等）の利益が相反する取引をいう。**
 - ・法令（一般法人法）では理事に限定して規制されているが、スポーツ界においては、スポーツ団体を取り巻くステークホルダーが多く存在することを踏まえて、役員だけでなく、職員・選手・保護者・指導者等広い範囲で利益相反を規定している。（スポーツ団体ガバナンスコードより）

[具体例]

スポーツ団体が用具を購入するにあたり、会長が経営する店舗から購入する。

→ 会長個人がスポーツ団体から利益をえているため利益相反が生じる。

- ・事前にその団体の理事会に取引内容を開示して承認を得る。
- ・取引終了後、理事会に取引内容を報告する。

※理事会であるからには、当然議事録に記録が残されているはずである。

1 2. 不正経理と不正のトライアングル（不祥事が起きる仕組み）

●不正のトライアングル

- 不正は、**機会・動機・正当化**の3つがそろったときに発生する。

①機会（不正行為を可能・容易にする現場）

- 経理は鐘勘定のできる人に任せきりになる。
- 人材がおらず、経理担当者の業務をチェックできない。

②動機（プレッシャー）（不正行為を行うことを欲する事情）

- スポーツ団体の運営のため資金が足りない。
- 経理を含む事務処理を一人に任せられ、その人に責任が集中する。

③正当化（不正行為を行うことを正当化したり、やむを得ないとする事情）

- 私的に使うのではなく、スポーツ団体の事業のために使っている。
- 他のスポーツ団体もやっている。
- ボランティアで運営に携わっており「少くらい」「多少のミスなら」

13. 他団体の失敗からなぜ学ばないのか？ 3回も繰り返すのか？！

●不正経理の原因は明らか。

- 人の目は入っているのか。（誰かが見ているという意識）
- 長年一人の担当者に経理を任せていないか。
- 経理のチェック体制ができていないか、あったとしても形式的なチェックしかしていないか。（形式だけのガバナンスコード？）
- ここに注目してみる。手口は、虚偽報告（領収書の偽造）、寄付の悪用 これしかない。

今後、不正経理が行われたとしたら、その罪はこれまで以上の責任を当然問われる。なぜなら、上記のことを遂行しなかった怠惰以外の何物でもないからだ。

《スポーツの基本》

- ・ 人格形成
- ・ 夢と感動の共有

そして

子供たちが憧れるアスリートを目指す・育成すること。

※このことを常に意識して事業に取り組んでいくべきである。

14. 会計処理通報窓口（内部告発受付窓口）

※（ ）内の表現は研修会で担当者は使用していません。

●不適切な会計処理に特化した通報窓口を設置する。

①原則は、実名です。希望する場合は匿名でも受け付ける。

②ジュニア、シニアの事業に参加している参加者、保護者、関係者が対象

③調査結果は通報者に報告する。

④東京都体育協会ホームページにある。

令和5年11月20日（月）文責 （公社）東村山市体育協会事務局 田所徳雄